

●香川県告示第369号

昭和54年香川県告示第263号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成23年10月1日から施行する。

平成23年9月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
1 指定金融機関				1 指定金融機関			
(1) 略				(1) 略			
(2) 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等				(2) 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等			
名称		位置	取り扱う所等	名称		位置	取り扱う所等
本支店	出張所			本支店	出張所		
略				略			
仏生山支店		高松市	東讃土地改良事務所、 高松南高等学校、香川 中央高等学校	仏生山支店		高松市	農業試験場、東讃土地 改良事務所、高松南高 等学校、香川中央高等 学校
	一宮出張所	高松市			一宮出張所	高松市	
略				略			
綾南支店		綾川町	農業試験場、農業経営 高等学校、高松西警察 署	綾南支店		綾川町	農業経営高等学校、高 松西警察署
略				略			